

イの規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

#### 1 身体障害者居宅介護支援費

##### イ 身体介護が中心である場合

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 所要時間30分未満の場合       | 2,310円   |
| (2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 4,020円   |
| (3) 所要時間 1時間以上の場合      | 5,840円に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額 |

##### ロ 家事援助が中心である場合

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 1,530円                                       |
| (2) 所要時間 1時間以上の場合      | 2,220円に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額 |

##### ハ 移動介護が中心である場合

###### (1) 身体介護を伴う場合

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (一) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 4,020円   |
| (二) 所要時間 1時間以上の場合      | 5,840円に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額 |

###### (2) 身体介護を伴わない場合

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (一) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 1,530円                                       |
| (二) 所要時間 1時間以上の場合      | 2,220円に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額 |

##### ニ 日常生活支援が中心である場合

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 | 2,410円  |
| (2) 所要時間 1時間30分以上の場合       | 3,310円に所要時間 1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに900円を加算した額 |

注1 利用者に対して、指定居宅介護事業所（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は基準該当居宅介護事業所（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注6において「居宅介護従業者」という。）が、指定居宅介護（指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。注5において同じ。）に対して、移動介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の移動の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定額を算定する。

7 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の50に相当する額を所定額に加算する。

8 利用者が身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所又は通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者居宅介護支援費は、算定しない。

#### 2 身体障害者デイサービス支援費

##### イ 単独型身体障害者デイサービス支援費(I)

###### (1) 所要時間 4時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 3,480円 |
| (二) 区分2 | 3,230円 |
| (三) 区分3 | 2,970円 |

###### (2) 所要時間 4時間以上 6時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 5,800円 |
| (二) 区分2 | 5,380円 |
| (三) 区分3 | 4,950円 |

###### (3) 所要時間 6時間以上の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 7,550円 |
| (二) 区分2 | 6,990円 |
| (三) 区分3 | 6,440円 |

##### ロ 単独型身体障害者デイサービス支援費(II)

###### (1) 所要時間 4時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 1,550円 |
| (二) 区分2 | 1,350円 |
| (三) 区分3 | 1,150円 |

###### (2) 所要時間 4時間以上 6時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 2,590円 |
| (二) 区分2 | 2,250円 |
| (三) 区分3 | 1,910円 |

###### (3) 所要時間 6時間以上の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 3,370円 |
| (二) 区分2 | 2,930円 |
| (三) 区分3 | 2,490円 |

##### ハ 併設型身体障害者デイサービス支援費(III)

###### (1) 所要時間 4時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 2,800円 |
| (二) 区分2 | 2,540円 |
| (三) 区分3 | 2,290円 |

###### (2) 所要時間 4時間以上 6時間未満の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 4,660円 |
| (二) 区分2 | 4,240円 |
| (三) 区分3 | 3,810円 |

###### (3) 所要時間 6時間以上の場合

- |         |        |
|---------|--------|
| (一) 区分1 | 6,060円 |
| (二) 区分2 | 5,510円 |
| (三) 区分3 | 4,950円 |